

JASTPRO 386

貿易手続簡易化のために
2010-11

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

今月号の内容

- 記事1. ◇連載◇ 貿易慣習と物品売買法(8) 1
早稲田大学名誉教授 朝岡 良平
- 記事2. 国連CEFACTからのお知らせ 13

=JASTPRO広報誌電子版のご案内=

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

◇ 連載 ◇

記事 1. 貿易慣習と物品売買法 (8)

早稲田大学名誉教授 朝岡 良平

8. 買主の物品受領と引渡受理の義務

8.1 売主の引渡と買主の引渡受理

8.1.1 インコタームズにおける引渡受理

SGA 第 27 条は、「買主の義務は、売買契約の条項に従って、物品を受領し、かつ物品の代金を支払うことである」と規定しています¹。これに対して、インコタームズは、工場渡条件から仕向地持込渡(関税込み)条件までの 13 種類の定型取引条件における買主の義務第 4 項(B4)で「引渡受理」(taking delivery)を規定しています。下記の表に示すように、本船渡条件(FOB)の B4 は、「買主は、物品が A4(売主の義務)に従って引渡されたとき、物品の引渡を受領(take delivery of the goods)しなければならない」と規定しています。EXW、FCA、FAS、DAF、DES、DEQ、DDU および DDP の B4 の規定は、FOB の B4 の規定と同文です²。また、運賃保険料込条件(CIF)では、「買主は、物品が A4 に従って引渡されたとき、物品の引渡を受領し(accept delivery of the goods)³、かつ、指定仕向地において運送人から物品を受取(receive)らなければならない」と規定しています。CFR、CPT および CIP の B4 の規定は、CIF の B4 に示されている規定と同文です。

	A4 引渡	B4 引渡受理
FOB	売主は、約定の期日または期間内に、指定船積港においてその港の慣習に従って、買主の指名した船舶上で物品を引渡さなければならない。	買主は、物品が A4 に従って引渡されたとき、物品の引渡を受領しなければならない。
CIF	売主は、約定の期日または期間内に、船積港において船舶上で物品を引渡さなければならない。	買主は、物品が A4 に従って引渡されたとき、物品の引渡を受領し、かつ指定仕向地において運送人から物品を受取らなければならない。

8.1.2 インコタームズにおける解説

インコタームズは序論において、引渡について次のように述べています。「インコタームズでは、

-
- 1 アメリカ統一商法典(UCC)2-301 条は、「買主の義務は、(契約に従って)受領し、かつ支払うことである」と規定しています。
 - 2 但し、工場渡条件(EXW)では、「物品が A4 および A7/B7 に従って」となっています。
 - 3 CIF 系統の取引条件では、“accept delivery of the goods”となっています(イタリックは筆者によるものです)。

『引渡』という用語が2つの異なる意味に用いられている点に注意することが特に大切です。第1に、売主の義務(A4)に明記されている引渡の義務が何時履行されるかを定めるために使用されています。第2に、買主の義務(B4)において、物品の引渡を受理する(to take or accept delivery of the goods)という買主の義務に関連して使用されています。2番目に関連して、『引渡』という用語は、まず第1に、Cグループの取引条件の本質、即ち売主が物品を船積みしたときに義務を果たすことを買主が『認める』(accept)こと、そして第2に、買主が物品を受取らなければならないことを意味します。後者の義務は、物品が買主によって運送人から引取られるまでの不必要な保管費用を避けるために重要です。それ故、例えばCFRやCIF契約において、買主は物品の引渡を受理し、運送人から物品を受取る義務を負うのであり、もしこれを怠る場合には、買主は、運送人と運送契約を締結した売主に対して損害賠償を支払う義務を負うことになるかもしれないし、あるいは、物品を運送人から受取る際に、超過料金(demurrage charges)を支払うことになるかもしれない。この文脈において、買主が『引渡を受理』(to accept the delivery)しなければならないとき、これは、買主が物品を売買契約に適合したものととして受領した(accepted)ことを意味するのではなく、売主がA3項(a)号にもとづいて締結しなければならない運送契約に従って、運送のために物品を引渡す義務を履行したことを買主が認めた(accepted)ことを意味する。したがって、もし買主が、仕向地で物品を受取る際に、物品が売買契約に適合していないことを発見した場合には、買主は売主に対して売買契約および準拠法によって認められる救済を求めることができる。」⁴

8.1.3 本稿の目的

冒頭に述べたように、SGAでは、売主の義務は物品を引渡すことであり、また買主の義務は物品を受領しかつ代金を支払うことであると規定していますが、インコタームズは、売主の引渡と買主の引渡受理を対比して、上記のような規定を設けています。「引渡受理」は、インコタームズの1990年の改訂に際して初めて用いられることになりました。1967年国際物品売買統一法(ULIS)は、第4章で買主の義務に関する一連の規定を設けていますが、第56条で「買主は、契約および本法によって要求されているように、物品に対して代金を支払い、かつその引渡を受理(take delivery)しなければならない」と規定し、引渡受理に関する一連の規定を設けています⁵。また、「インコタームズ2000」の序論に初めて「引渡」に関する解説が掲載されましたが、引渡受理の内容は必ずしも十分に説明されていません。また、物品売買法でも、買主の義務としての受領と引渡受理との関係が明確にされていません。そこで、本稿では、主としてイギリスのコモン・ローおよびSGAにもとづいて、買主の義務である受領と引渡受理について考察したいと思います。

4 ICC, *Incoterms 2000*, Introduction, para.6. この解説の中で、“accept”という用語が異なる意味に使用されています。

5 本稿の8.8項を参照。

8.2 「受領」の多様な意味

8.2.1 SGAにおける関連規定

上述のようにSGA第27条は、売買契約の条項に従って、物品を受領し(accept)、代金を支払うことが買主の義務であると規定しています。一般に、“accept”と“acceptance”という用語は幾つかの異なる意味で使用されています。まず、契約法では、申込者の申込(offer)に対して、被申込者から申込を「承諾」するという意味に使用されます。為替手形に関連して使用される場合は、「引受」という意味です。物品売買法では、売主の引渡した物品を買主が「受領」という意味で使用します。しかし、SGAにおいても、「受領」または「受領する」という用語は幾つかの異なる意味で使用されています。この用語が使用されている規定は、SGA第4条(旧1893年SGA)⁶、(以下、1979年SGA)第11条第4項、第18条第4則⁷、第27条⁸、第30条第1項および第2項⁹、第31条¹⁰、第34条¹¹、第35条、第36条、第50条です。

8.2.2 詐欺防止法における受領

現行のSGAにはありませんが、1893年のSGA第4条第1項は次のように規定していました¹²。「10ポンド以上の価額を有する物品の売買契約は、買主が売買される物品の一部を受領し(accept)、実際にこれを受取った(received)か、あるいは契約を確保するために手付を与えたか、あるいは代金の一部を支払ったか、あるいは書面による覚書にその契約により義務を負担すべき当事者自身またはその委任を受けた代理人が署名した場合でなければ、この契約を訴訟により強制することができない。」また、同条第3項は、「買主が物品について売買契約がすでに存在することを認めるに足る行為を行ったときは、契約の履行としての受領(acceptance)があると否とにかかわらず、本条の意味における物品の受領があったものとする」と規定しています。旧第4条は売買契約の強制力に関する規定であり、本条における(10ポンド以上の価額の)物品の「受領」の意味は、後述の第35条に定義するものと異なり、買主が物品について売買契約がすでに存在することを認めるに足るべき行為をなしたときは、第1項に規定するような意味の物品の受領があったものとみなすものです。

8.2.3 受領により条件が保証になる場合

SGA第11条第4項は、「不可分の契約において、買主が物品の全部または一部を受領した

6 1893年SGA第4条については、『JASTPRO』385号(2010-10)、15頁を参照。

7 SGA第18条第4則については、『JASTPRO』377号(2010-02)、5-6頁を参照。

8 SGA第27条については、『JASTPRO』384号(2010-09)、13頁を参照。

9 SGA第30条については、前掲誌、15頁を参照。

10 SGA第31条は分割引渡に関する規定です。第2項において、分割契約において、買主が分割された物品の引渡受理またはその支払を怠った場合、これが個々の違反について損害賠償請求に止まるのか、契約全体の義務履行を拒絶したものとみなされるかは、契約の条項および四囲の状況によって決まる問題であると規定しています。

11 SGA第34条については、前掲誌、17頁を参照。

12 1893年SGA第4条は1677年の詐欺防止法(Statute of Frauds, 1677)第17条の規定です。

(accepted)ときは、売主によって履行されるべき条件の違反は保証の違反に止まり、物品を拒絶し、契約が履行拒絶(repudiated)されたものとみなす事由とすることができない。ただし、明示または黙示の特約がある場合は、このかぎりでない」と規定しています。

また、“Condition”という用語も、SGAにおいて多様な意味で使用されています。一般に、契約の条項(terms and conditions of contract)として用いられますが、SGAにおいて、1つは「停止条件」(condition precedent)、「解除条件」(condition subsequent)、「同時条件」(concurrent conditions)として使用されています。他は、重要な契約条項で、これがあるから相手方が契約を結ぶことに合意したと考えられるものを「条件」(condition)といいます。このような条項を履行することが相手方の債務履行の条件となるので、その違反は相手方に当該契約の解除権を生ぜしめることを意味します。これに対して、「保証」(warranty)は付随的な契約条項で、その違反は相手方に損害賠償請求権のみを生ぜしめるものであって、解除権を生ぜしめません。第11条第4項の規定は、別段の合意がないかぎり、買主が物品を受領したときは、売主によって履行されるべき条件の違反を保証の違反とする旨を定めています。

8.3 物品の受領

8.3.1 制定法における定義

SGA 第35条は「受領」について、「買主が物品を受領した旨を売主に通知したとき、または買主が、引渡された物品に対して、売主の所有権と矛盾する行為を行ったとき、または買主が、合理的期間の経過後、売主に対してその物品を拒絶する旨を通知することなくして、その物品を留置したときは、買主はその物品を受領したものとみなす」と規定しています。1923年のHardy & Co. v. Hillerns & Fowler事件¹³で、CIF条件により小麦を購入した買主は、物品を十分に検査することなく、その中の若干の袋を他に転売する契約を結び、引渡を終えました。その後、買主は小麦が契約に適合した品質のものでないことを発見しましたが、買主は小麦の転売により物品拒絶権を喪失したと判示されました。

8.3.2 買主が物品の所有者になる意思表示

アメリカの統一売買法(USA)第48条は、SGA 第35条と同趣旨の規定で、アメリカのコモン・ローの原則にもとづいていますが、起草者であるWilliston教授は、「売買法において、契約の履行に関連して使用される「受領」(acceptance)の意味は、売主による物品引渡の申込(offer)がなされたとき、(買主による)その物品の所有者になることの承諾(assent)である」と簡潔に説明しています¹⁴。

8.3.3 代金減額請求権との関係

受領に関連して注意を要する諸事項の1つは、受領と買主の代金減額請求権との関係です。

13 Hardy & Co. v. Hillerns & Fowler [1923] 2 K.B. 490, C.A..

14 S. Williston, *The Law Governing Sales of Goods*, rev. ed., Vol. 3, 1948, p.31.

買主が物品を実見しないにもかかわらず、SGAにおいて「受領したものとみなす」のは、1861年のCusack v. Robinson事件¹⁵の判例によって明らかにされました。また、受領があった後で物品が契約に定めたものと異なることが発見された場合、買主が売主に対して代金の減額を請求し得るか否かを定めることは事実問題として必要なことですが、これを明らかにした判例は、1850年のMorton v. Tibbett事件¹⁶です。この事件において、原告Mortonはケンブリッジシアの市場で被告Tibbettに対して、50クォーターの小麦を1クォーター当たり34シリングの価格で売る契約を口頭で締結し、この契約にもとづいて、買主に送付する目的で、Edgleyという運送人に小麦を引渡しました。この引渡は買主(被告)による現実的受領に該当します。買主は売主(原告)より得た小麦の見本を用いて、Hampsonという購買者に小麦を転売し、直接この購買者宛に小麦を送付することを運送人に指図しました。しかし、Hampsonは、送付された小麦が見本と異なるという事由で、これを受取ることを拒絶し、また、被告も原告に対して物品の受領を拒絶しました。この事件において、法廷は、被告が小麦を転売したという事実により、物品を受領したことがない旨の被告の抗弁を斥けましたが、見本と相違する事実により、同一訴訟において、代金減額請求を行うこと、または新たに損害賠償請求の訴訟を提起することを認めました。

8.4 物品の受領拒絶

8.4.1 拒絶品の返還義務はない

SGA 第36条は、「別段の合意がないかぎり、適法に買主が引渡された物品の受領を拒絶した場合には、買主はその物品を売主に返還する義務がない。買主は売主に対して、物品の受領を拒絶する旨を通知すれば十分である」と規定しています。契約に定めた数量または品質と異なる物品が送付されてきた場合、買主は物品の保管について自己の所有物に対すると同様の注意を用いなければなりません。進んでこれを売主に返送する義務がないことは明らかです。売主は自己の費用でこれを取戻すことが必要で、買主の占有する間の危険は売主の負担になります。買主より売主に対する通知には一定の方式を要しません。いかなる行為によっても拒絶の意思を明示したものであれば通知したことになります¹⁷。

8.4.2 売主による拒絶品の転売

買主が拒絶の通知を行ったにもかかわらず、売主は契約に合致する旨を抗弁しつつ、物品を売主の計算において第三者に転売することができます。物品の性質が腐敗し易い場合、保管に不便な場合、価格の変動が激しい場合などには、このような処置を認めなければ、結局は売主、買主、および社会の三者が損失を被ることになるので、アメリカではすでに幾多の判例においてこれを容認しています。

15 *Cusack v. Robinson* (1861) 1 B.& S. 299.

16 *Morton v. Tibbett* (1850) 15 Q.B. 428.

17 *Grimoldby v. Wells* (1875) L.R. 10 C.P. 391.

8.5 買主の契約違反に対する売主の救済

8.5.1 買主の代金支払不履行

〔SGA 第49条 代金請求訴訟

第1項 売買契約にもとづいて、物品の所有権を取得した買主が、契約に定める方法に従って物品の代金を支払うことを不法に怠り、または拒む場合には、売主は買主に対して代金を請求する訴訟を起こすことができる。

第2項 売買契約にもとづいて、物品の引渡の有無に関わらず、特定の日時に代金を支払う義務のある買主が不法にこれを怠り、または拒む場合には、物品の所有権がまだ移転しておらず、かつ物品が契約に充当されていないときでも、売主は買主に対して代金を請求する訴訟を起こすことができる。

第3項 本条の規定は、スコットランドにおいて売主が物品提供の日または代金が支払われるべき日から利息を請求する権利を妨げるものではない。〕

上記のSGA 第49条と次項に述べる第50条は売主を保護する規定です。契約による債務がまだ履行期にいたらないときでも、一方の当事者が自己の債務を履行する意思のないことを通告した場合、またはその行為によって明示した場合には、相手方の当事者はその通告をもって直接的な契約違反とみなし、救済を求める訴訟を起こすことができるというのが、契約法の通則であり、物品売買法においても同様です。SGA 第49条第2項の場合、即ち支払期日が確定している場合を除いて、一般には物品の所有権がまだ買主に移転していない間は、売主は受領不履行に対する訴訟を起こし得るに止まります。しかし、所有権が移転した後は、売主は第49条による代金請求の訴訟と、第50条による受領不履行による損害賠償請求の訴訟のうち、いずれかを提起することができます¹⁸。

8.5.2 買主の受領不履行

8.5.2.1 損害賠償請求に関する規定

〔SGA 第50条 受領不履行に対する損害賠償請求

第1項 買主が不法に物品の受領およびその支払を行わないとき、または、拒絶したときは、売主は受領不履行(non-acceptance)により生じた損害の賠償を請求する訴訟を起こすことができる。

第2項 損害賠償の範囲は通常の場合において、買主の契約違反により直接または当然に生ずるものと推定される損失(estimated loss)とする。

第3項 係争の物品を売買しうる市場がある場合には、契約価格と受領されたであろう時の市価との差額をもって一応、損害の範囲を確定する。受領の時期について定めのない場合には、受領が拒絶された時における市価を採る。〕

18 国際物品売買統一法(ULIS)の支払不履行に対する救済規定(第61条～第64条)について、拙稿「7.7 ULISの支払に関する規定」『JASTPRO』385号(2010-10)、23-24頁を参照。

8.5.2.2 一般損害賠償額の法則

SGA 第50条は、買主が受領を行わず、あるいは積極的に受領を拒絶した場合に、売主を救済する規定です。まず、第1項にもとづいて、売主は受領不履行に対する損害賠償の訴訟を提起することができます¹⁹。第2項の規定は、1854年のHadley v. Baxendale事件²⁰において判示された一般損害賠償額に関する法則を採用したものです。この事件において、Alderson判事は、「2人の当事者が契約を締結し、一方の当事者が契約に違反した場合、他の当事者がこの契約違反に関連して受取る損害賠償額は、契約違反それ自体から、通常の状態において自然に生じたであろうと考えられる公平かつ合理的なものである」と述べています。本条は、一般損害賠償額に関して規定するもので、特別損害賠償額に関する訴訟については、SGA 第54条に規定しています。

8.5.2.3 市価の法則

第50条第3項は、係争の物品について、これを売買できる市場がある場合には、契約価格と受領されたであろう時の市価との差額をもって一応損害の範囲を確定し、また、受領の時期について定めがないときは、受領が拒絶された時における市価とすると規定しています²¹。第3項の規定は、いわゆる市価の法則(market price rule)と呼ばれるもので、第2項を演繹したものです。ほとんどの商品はこれを売買する市場があるので、第3項は裁判所が損害賠償額を決めるときに便宜な規定です。しかし、第3項は一応の規則なので、これを適用する場合には、第2項の規定を逸脱しないように注意しなければなりません。

8.5.2.4 CIF 契約の場合の市価

CIF 契約の場合、物品でなく、船積書類の引渡、受領または受領拒絶といった場合にもSGA 第37条に規定されている規則が適用されるということです²²。その場合、損害賠償額を算定するための市場価格に関する期日は、船積書類が受領される期日であり、かかる期日が契約に定められていない場合は、買主が船積書類の受領または支払を拒絶した期日です²³。その期日に、海上運送中の物品を売買する市場があるときは、船積書類が受領されたかもしれないその市場における市価が損害賠償額の算定に際して参考にされることになります。しかし、これは決定的でなく、特に書類が受領される市場がない場合には、物品を処分する合理的な市場の価格を参考にすることになるでしょう。また、海上運送中の物品について、これを売買する市場がないときは、仕向地の市場が考えられます²⁴。

19 ULIS 第63条および第68条第1項を参照。

20 *Hadley v. Baxendale* (1854) 9 Exch. 341, 354. この判例では特別損害賠償額の法則も判示されました。

21 ULIS 第84条第1項は、「契約が無効とされた時」における市価と規定しています。

22 A.G. Guest, *Benjamin's Sale of Goods*, 1st ed., 1974, p.847.

23 *John Martin of London Ltd. v. A.E. Taylor & Co. Ltd.* [1953] 2 Lloyd's Rep. 589.

24 *Muller, Maclean & Co. v. Leslie Anderson* (1921) 8 Ll.L.R. 328 (CIF 契約).

8.6 買主の引渡受理の義務

8.6.1 引渡受理の時期

買主が物品の引渡を受理すべき時期は、通常、売主による物品の引渡がなされる時期です。SGAには特に引渡受理の時期に関する明示の規定はありません。しかし、SGA第61条第5項において、「引渡しうる状態」(in a deliverable state)について、「買主が契約にもとづいて物品の引渡を受理(to take delivery)しなければならない状態に物品があるとき、その物品は本法の意味における引渡しうる状態にある」と定義を述べています²⁵。この定義から、買主の引渡受理の義務が生じるのは、売主の引渡の義務が完了したときであると捉えることができます。換言すれば、売買契約上、売主が物品を引渡すために幾つかの行為を行う必要がある場合に、これらの行為がすべてなされたときに、物品は引渡しうる状態に置かれたとすることができます。そのとき、原則として、所有権および危険が買主に移転したものと推定できます。ベンジャミン売買法では、物品を「買主の処分しうる状態に置く」(to place the goods “at the disposition of the buyer”)²⁶という文言を使用しています。UCC第2編売買でも、同様の文言が用いられています²⁷。アメリカ貿易定義およびインコタームズでは、これに相当する文言として、“at the disposal of the buyer”が使用されています。例えば、インコタームズの工場渡条件の売主の義務第4項では、“The seller must *place the goods at the disposal of the buyer* at the named place of delivery.”と規定し、買主の義務第4項で、“The buyer must take delivery of the goods when they have been delivered in accordance with A4 and A7/B7.”と規定しています。

8.6.2 引渡受理は危険と費用の移転に関係

SGA第20条は、「危険は原則として所有権に伴って移転する」と規定していますが²⁸、貿易取引では、一般に危険の移転について関心が高いが、所有権の移転と切り離して検討されるということ²⁹です。貿易売買は通常、不特定物の売買契約ですから、この場合には、引渡しうる状態にあるその種類の物品が、買主の承諾を得て売主により(あるいは、売主の承諾を得て、買主により)、無条件で契約に充当されたとき、物品の所有権は買主に移転します³⁰。即ち、売買契約に従って、物品が引渡しうる状態に置かれたとき、その危険は買主に移転したと考えられます。また、物品売買法(SGA第29条第5項、USA第43条第5項)は、当事者間に別段の合意がある場合を除いて、物品を引渡しうる状態に置くための費用およびこれに関連して生じる付帯的費用は、売主が負担しなければならない旨を規定しています。したがって、売主が引渡の義務を果たすまで、売主は物品に関する危険(A5)と費用(A6)を負担し、そして買主の引渡受

25 拙稿「2.4.1 引渡しうる状態」『JASTPRO』380号(2010-05)、5-6頁。

26 A. G. Guest, *Benjamin's Sale of Goods*, 1st ed., 1974, p.265.

27 例えば、UCC 2-503条に“to put... goods at the buyer's disposition”という文言が使用されています。

28 拙稿「5.1 SGAの危険移転に関する規則」『JASTPRO』383号(2010-08)、8頁。

29 A.G. Guest, *op. cit.*, para.1400, p.712.

30 拙稿「2.4 不特定物の売買契約における所有権移転」『JASTPRO』380号(2010-05)、5頁。

理の義務に伴って、買主は物品に関する危険(B5)と費用(B6)を負担することになります。その意味で、インコタームズでは、買主の義務第4項で、「受領」義務ではなく、「引渡受領」義務を規定しているのです。

8.6.3 引渡受領と受領の関係

SGAは実際に物品の受領と物品の引渡受領を区別していますが、必ずしもそれは明確ではありません。例えば、買主は物品の引渡受領を行わなかった場合でも³¹、FOB契約に見られるように、買主が物品を受領することがあります。あるいは、CIF契約の場合に、買主が物品を受領することがあっても、後日その引渡受領を行わないことがあります。買主は売買契約に従って物品を受領し、代金を支払うという本来の義務を負うことはSGA第27条に規定されています。売主の物品引渡の義務は買主の引渡受領という協力が必要です。(同様に、買主の代金支払の義務は売主の支払受領という協力が必要です。)手続的に見る場合、売主が物品を買主または運送人に引渡します。買主に直接引渡される場合、一般に、買主は物品を受領し、検査を行い、これが契約に合致することを確認して、受領します。第37条は、売主が物品引渡の準備ができて、その旨を買主に通知したにもかかわらず、売主の要請後の合理的期間内に買主が引渡受領を怠り、または拒絶した場合における買主の責任について規定しています。この規定は、SGAが制定される前のコモン・ローの原則を採用したものです³²。

8.6.4 引渡受領を怠った買主の責任

SGA第37条は、物品の引渡受領を行わなかった場合の買主の責任(buyer's liability for not taking delivery of goods)について、次のように規定しています。

「SGA第37条 第1項 売主が物品引渡の用意と意思があり、買主に引渡受領(take delivery)を要請したにもかかわらず、買主がこの要請後の合理的期間内に物品の引渡を受領しなかった場合には、買主は引渡受領の懈怠または拒絶により生じた損失(loss)ならびに物品の保管に要した合理的な費用(charge for the care and custody)を売主に賠償する責任がある。

第2項 本条の規定は、買主の引渡受領の懈怠または拒絶が契約の履行拒絶と認められる場合に、売主の有する権利に影響を及ぼすものではない。」

第37条は引渡受領が遅滞した場合における買主に対する制裁を規定していますが、特に、買主に引渡受領の義務を課する規定を設けていません。しかし、引渡受領の懈怠または拒絶は多くの場合に、買主による物品の拒絶とみなされ、その結果、物品の受領不履行となるので、物品の引渡受領は買主の受領義務と密接な関係があります。

31 SGA第20条および第37条を参照。

32 *Greaves v. Ashlin* (1813) 3 Camp. 426, 427; *Bloxam v. Sanders* (1825) 4 B.& C. 941, 950; *Somes v. British Empire Shipping Co.* (1860) 8 H.L.C. 338, 344.

8.6.5 物品の保管に要した費用

物品の保管に要した費用について、第37条の規定は、物品の所有権が買主に移転した場合にのみ適用されるということを示唆した意見があります。あるいは、売主が契約に従って物品を引渡す用意と意思があったことを証明できる場合にのみ、売主は第37条にもとづいて損害賠償を請求できると考えられます³³。さらに、売主が物品について支払を得ない売主の留置権(unpaid seller's lien)を主張する場合、売主は、買主のためでなく、自己の利益のために物品を保管するのであるから、第37条にもとづいて買主に合理的な保管費用を請求することができません³⁴。しかし、売主が、物品を仕入れた第三者との契約にもとづいて当該物品の保管費用を第三者に支払うことになっている場合には、この保管費用を買主に請求することは認められます³⁵。

8.7 貿易契約における引渡受理

8.7.1 引渡受理の条項が「条件」となる場合

買主が物品の引渡を受理すべき時期は、通常、売主の物品の引渡義務が完了する時です。他に別段の合意がないかぎり、例えば、CIF契約では、売主の引渡と買主の引渡受理は同時に履行されるので、引渡の時期が引渡受理の時期になります。しかし、買主による引渡受理の用意と意思が、売主の引渡の用意と意思の停止条件となる場合があります。例えば、FOB契約の場合、買主が約定期間内に船積に関する指図を与えること、即ち、買主による引渡受理の用意と意思が、指定船舶上における売主の物品引渡の停止条件になります。売買契約に引渡受理の期日または期間が明示的または黙示的に示されている場合には、この約款が重要な契約条項となることがあります³⁶。また、例えば、“Net cash against delivery order on or before September 19XX.”という条項が挿入されている契約の場合も同じです³⁷。しかし、物品の所有権がすでに買主に移転しており、契約に従って、買主が当該物品を所定の期間内に運送することになっている場合には、買主がこの期間内に運送を行わなくても、売主はこれを理由に契約を解除して、物品を転売することができません³⁸。

8.7.2 FOB契約における引渡受理の不履行

FOB契約の売主は、買主が物品を受領することがあっても、買主の引渡受理の不履行に対して損害賠償を請求できます。例えば、売主が船積期日について選択権を留保し、物品の引渡の準備ができた旨を買主に通知したにもかかわらず、買主が相当期間経過しても物品を船積みする船舶を指定しない場合、売主は約定期間内に利用可能な船舶を手配して物品を船積みす

33 *Forrestt & Son Ltd. v. Aramayo* (1900) 83 L.T. 335.

34 *Somes v. British Empire Shipping Co., supra*.

35 *Harlow and Jones Ltd. v. Panex International Ltd.* [1967] 2 Lloyd's Rep. 509, 531.

36 特に、物品が腐敗性の場合です。*Sharp v. Christmas* (1892) 8 T.L.R. 687.

37 *Thames Sack and Bag Co. Ltd. v. Knowles & Co. Ltd.* (1918) 88 L.J.K.B. 585.

38 *Greaves v. Ashlin* (1813) 3 Camp. 426; *Woolfe v. Horn* (1877) 2 Q.B.D. 355.

ることがあります。このような場合に、買主の船舶手配の遅延または不履行により売主が負担した追加の保管費用は、SGA 第37条の規定により、買主に請求することができます。同様に、買主に船積期日の選択権があり、船舶を指定して、売主に対して適時に船積指図を行ったにもかかわらず、指定船舶の到着が遅延したために、売主が損失を被ったときは、これを買主に請求することができます。買主による物品の受領不履行に対する損害賠償と第37条に規定する引渡受理の不履行に対する損害賠償を理論的に区別することは難しいのですが、通常の場合、受領不履行は、引渡受理の懈怠または拒絶に関わるので、実際に、裁判において特に両者を区別することはないということです³⁹。

8.7.3 CIF 契約における引渡受理の不履行

SGA 第37条の規定をCIFに直接適用するのは難しいと思われれます。CIF 契約の場合、買主が船積書類の引渡受理を拒絶しても、売主には殆ど損失を与えることはありませんが、買主が船積書類の受領を拒絶する場合には、売主は損害を被ることがあります。しかし、SGA 第37条の原則は、買主が船積書類を受領して、これと引換に代金を支払ったけれども、その書類にもとづいて運送人に対する義務(即ち、運送人から物品を受取ること)を怠った場合に適用されることがあります。その結果、例えば、売主が運送人に対して超過料金を支払わなければならないことになる場合に、売主は買主の引渡受理の懈怠または拒絶に対する訴訟により救済を求める必要があり得ます⁴⁰。

8.8 国際物品売買統一法の規定

1967年国際物品売買統一法(ULIS)は、第4章で買主の義務に関する一連の規定を設けています。その第1節は代金の支払に関する規定で、前号で紹介しました。本稿では第2節引渡の受理(第65条～第68条)および第3節買主のその他の義務(第69条～第70条)を参考までに、以下に掲げます。

ULIS 第65条

引渡の受理は、売主による物品の交付(hand over)および現実にその引渡の受理を可能にするために必要な買主のすべての行為からなる。

ULIS 第66条

第1項 買主が契約に従って物品の引渡を受理しないことが契約の基本的違反となる場合、または、売主に対して、買主が代金を支払わないのではないかと不安の理由を与える場合、売主は契約の無効を宣言することができる。

第2項 買主が契約に従って物品の引渡を受理しないことが契約の基本的違反とならない場合、売主は、買主に対して合理的な日数の追加期間を与えることができる。買主が追加期間

39 A.G. Guest, *op. cit.*, para.1744, p.909.

40 *Ibid.*, para.1633, p.848. 冒頭に紹介した「インコタームズ2000」の解説はこの点に言及しています。

の期限までに物品の引渡を受理しなかった場合には、売主は、即時に行うことを条件として、契約の無効を宣言することができる。

ULIS 第67条

第1項 契約により、買主が後日、物品の形状(form)、寸法(measurement)、その他の特徴を決定する権利を留保する場合(仕様書売買; sale by specification)で、かつ明示的または黙示的に合意した期日(date)に、または売主の要請を受けてから合理的な期間内に、かかる仕様を決めなかったときは、売主は、即時に行うことを条件として、契約の無効を宣言するか、あるいは、買主の要求にしたがって、売主自身で仕様を決め、これを買主に通知することができる。

第2項 売主が自分で仕様を決める場合には、売主はその詳細を買主に通知し、かつ買主が異なる仕様を提出するために必要な合理的な期間を決定するものとする。買主が異なる仕様を提出しないときは、売主の作成した仕様が拘束力を有する。

ULIS 第68条

第1項 買主が物品の引渡を受理(accept delivery of goods)しないか、あるいは仕様書を作成しない理由で契約が無効とされる場合、売主は、第84条～第87条の規定に従って損害賠償を請求する権利を有する。

第2項 契約が無効とされない場合、売主は第82条の規定に従って損害賠償を請求する権利を有する。

第3節 買主のその他の義務

ULIS 第69条

買主は、為替手形の引受、荷為替信用状の開設、または銀行保証(banker's guarantee)の供与など、代金の支払条件を定める、または支払保証を行うために、契約、慣習または現行の法律規則に定められている手続をとるものとする。

ULIS 第70条

第1項 買主が、本法第4章第1節(代金の支払; 第57条～第64条)および第2節(引渡の受理; 第65条～第68条)に定める以外の義務を履行しない場合、売主は、次のいずれかを行うことができる。

(a)かかる不履行が契約の基本的違反となるときは、即時に行うことを条件として、契約を無効とする宣言をして、第84条～第87条の規定に従って損害賠償を請求する、または

(b)それ以外のときは、第82条の規定に従って損害賠償を請求する。

第2項 売主はまた、契約が無効でないかぎり、買主に対して義務の履行を要求することができる。

(続)

記事2. 国連CEFACTからのお知らせ

2-1 2010年11月18日

UN/EDIFACT ディレクトリ2010年版(D. 10 A)は正式に最終承認されリリースされました。

下記のURLよりダウンロード出来ます。

<http://www.unece.org/trade/untdid/directories.htm>

2-2 2010年11月15日

国連CEFACT 勧告第23号「輸送費諸掛コード」第8版がパブリックレビューに付されました。レビュー期間は2011年1月28日までです。本件に関するご意見は ddobbing@ATTGLOBAL.NET までお寄せ下さい。

2-3 2010年10月29日

UN/LOCODE(港・地名コード)の2010年前期版(2010-1)が公開されました。

国連CEFACT の下記 Web からダウンロード出来ます。

<http://www.unece.org/cefact/locode/welcome.htm>

— 協会ホームページのリンク集のご案内 —

<http://www.jastpro.org/link/index.html>

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動と日本輸出入者コードのユーザの方々のお役に立つと思われる関係諸機関・団体のホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますので、ご活用下さい。

- ▶ 当協会に関係する我国の官公庁・公的機関(独立行政法人を含む)
- ▶ 輸出入関係手続きに関係する業界団体等
- ▶ 輸出入関係手続きに〔国内物流〕関係する情報源と用語集
- ▶ 国際空港の公式ページ
- ▶ 国際貿易港の公式ページ
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている国内組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている海外組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に関する国際機関
- ▶ その他の組織・機関

本協会の事業は、財団法人JKA、
日本財団、財団法人貿易・産業協
力振興財団からの助成金等、
関係業界からの寄付金および賛助
会費ならびにコード事業の収入に
よって行われております。

JASTPRO 第36巻 第8号 通巻第386号

・ 禁無断転載

平成22年11月29日発行 JASTPRO刊10-08

発行所 (財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
八重洲第五長岡ビル4階
電話 03-3555-6031(代)
ファクシミリ 03-3555-6032
<http://www.jastpro.org>

編集人 山本達見

本誌は再生紙を使用しております。

— JASTPRO広報誌電子版への切り替えのご案内 —

当協会の広報誌は2007年4月より印刷版と電子版の2つのメディアを提供しております。
印刷版と電子版は二者択一ではございませんが、印刷版につきましては賛助会員の方々には、
これまで通り口数を配布部数の上限とさせていただきます。(電子版には制限はございません。)

電子版への切り替えと、配布部数の追加方法：

毎月20日までに、次の項目を下記のアドレスへ送信してください。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【申込み宛先】

(財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務第三部長 平井一海

E-mail address: k-hirai@jastpro.or.jp

Japan
Association for
Simplification of
TInternational
Trade
PROcedures